

鹿児島市子ども・子育て会議の概要について

1 位置付け

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく、審議会その他の合議制の機関

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(中略)

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(後略)

2 所掌事務

(1) 法定

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- ②特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定について意見を述べること。
- ③特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の利用定員の設定について意見を述べること。
- ④子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(2) 本市独自

- ①次世代育成支援対策推進法に基づく本市行動計画の策定・変更
(子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定)
- ②本市母子保健計画の策定・変更
(子ども・子育て支援事業計画と包括的に策定)
- ③本市保育所等整備計画の策定・変更〈保育部会の設置〉